

軽井沢町職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

ツイッターやフェイスブックに代表されるいわゆるソーシャルメディアは、今や人々の生活に非常に身近な情報の伝達手段として浸透し、近年利用者が急増しています。また、スマートフォンの普及と相まって、場所や時間にとらわれず、リアルタイムな情報の受発信が可能であることから、欠かすことのできない重要な情報手段となり、特に東日本大震災発生以降、新たなメディアとして、社会的に大きな影響を及ぼすようになってきました。ソーシャルメディアを有効に活用することで、住民へ情報を効果的に伝えられるだけでなく、ソーシャルメディアを通じて住民からの意見を聴取することが可能となることから、軽井沢町の行政活動においても、住民と行政の相互関係の構築に当たり、重要な手段となることを見込まれます。

一方で、ソーシャルメディアは、匿名性や一方的な記述が可能であるといった側面を持ち、インターネット上に公開された情報は、不特定多数の利用者が閲覧可能であるため、不正確な情報や不用意な発信により、意図しない問題が発生し、重大な社会問題となっています。これらの理由から、ソーシャルメディアの利用については、リスク対策をしっかりと行うことが重要になります。

そこで、軽井沢町職員（一般職、特別職、嘱託職員、非常勤職員及び臨時職員並びに協定又は覚書に基づく派遣職員を含む。以下「職員」といいます。）が、ソーシャルメディアのメリットやデメリットを十分に理解した上で、公私を問わず適切に利用し、その有用性を十分に活用できるよう、職員がソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにする「軽井沢町職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を策定しました。

1 ソーシャルメディアの定義

ツイッター、フェイスブック、ミクシィ、ユーチューブなどのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やブログ、電子掲示板、ホームページ、メールマガジン等に代表されるインターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

2 ソーシャルメディア利用のメリット、デメリット

(1) メリット

- ① 迅速、時期に叶ったリアルタイムな情報発信が可能です。
- ② ホームページへの誘導など、自分の持つ情報伝達媒体と連携した情

報発信が可能です。

- ③ 他の利用者とのやりとりの中で、発信した情報に対する反応を確かめることができます。
- ④ 他の利用者と信頼関係を構築することで連携・協力が可能となり、住民参画型の情報発信も可能です。
- ⑤ 積極的に情報発信することで、行政の透明性を高める効果が期待できます。
- ⑥ 緊急時などに情報収集手段の一つとしても活用が可能です。

(2) デメリット

- ① 一度発信した情報を完全に削除することは困難なため、間違った情報を発信した場合は、情報の訂正が難しい場合があります。
- ② 発信した情報が他の利用者の誤解を招いた場合など、トラブルになる危険性があります。

3 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、職員としての身分を有する者に対して公私を問わず適用されます。

4 ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則

- (1) 職員であることの自覚と責任を持たなければなりません。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければなりません。なお、職員がこれらの法律等に違反した場合は、懲戒処分を受けることがあります。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければなりません。
- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければなりません。一度インターネット上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておく必要があります。
- (5) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応し、無用な議論となることは避けなければなりません。
- (6) 次に掲げる情報は発信してはなりません。
 - ① 侮蔑、誹謗、中傷や不敬な言い方を含む情報

- ② 不利益、不快感又は迷惑を与える情報
 - ③ 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
 - ④ 違法行為又は違法行為を煽る情報
 - ⑤ 正否が確認できない情報（噂や流説など）
 - ⑥ 閲覧者に損害を与えようとするサイト及びわいせつな内容を含むホームページへのリンク
 - ⑦ 職務上知り得た秘密（一般的に知られていない又は知らせてはいけない情報）
 - ⑧ 重要施策の意思形成過程における情報（検討中の素案、それに対する個人的な意見など）
 - ⑨ 故意にインターネット上の善意の情報交換を妨げようとする情報
 - ⑩ その他公序良俗に反する一切の情報
- (7) 職員は職務に専念する義務が課されていますので、業務として利用する場合を除き、就業時間中に利用してはなりません。

5 ソーシャルメディアを利用して軽井沢町行政に関する情報を発信する際の留意事項

- (1) 軽井沢町あるいは軽井沢町と利害関係にある者又は団体の秘密に関する情報を発信してはなりません。
- (2) 軽井沢町及び他者の権利を侵害する情報を発信してはなりません。
- (3) 軽井沢町のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはなりません。
- (4) 職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、当該情報の取扱いに十分留意しなければなりません。また、職務上直接関わらない事項に関する情報を発信する場合であっても、読み手側は発信者を業務上の関係者とみなし、その記述が不正確な場合には誤解が生じるおそれがあることについても十分留意しなければなりません。